

富山市ZEH導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ZEH導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH（ゼッチ） ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロとすることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）
- (2) 国ZEH補助金 国が実施する戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業のうち「ZEH支援事業」及び戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO₂化促進事業のうち戸建住宅の「ZEH支援事業」
- (3) 子育て世帯 補助申請年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯
- (4) 若者夫婦世帯 補助申請年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯

(補助金の交付)

第3条 市長は、富山市内の住宅のZEH化を促進するために、国ZEH補助金の交付を受けた者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第5条に規定する補助対象住宅に居住していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市が実施する「チームとやまし」に登録すること。
- (4) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内の戸建住宅であること。
- (2) ZEHを新築又は購入、若しくは既存住宅の改修によりZEH化すること。
- (3) 国ZEH補助金の額確定通知を受けたZEHであること。
- (4) 富山市省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けていないこと。ただし、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱別表第1に定めるペレットストーブ

の交付については、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金は、1戸当たり20万円を限度として、国ZEH補助金における補助対象経費から国ZEH補助金額を除いた額に対し、交付することとする。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)が子育て世帯又は若者夫婦世帯に属する場合は、前項の補助金の額に加え、定額3万円を交付する。

(交付の申請等)

第7条 補助申請者は、別に市長が定める期限までに、富山市ZEH導入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)富山市ZEH導入補助金交付申請書明細書

(2)国ZEH補助金の額確定通知書の写し

(3)補助対象住宅の新築、購入又は改修にかかる契約書(工事契約書等)の写し

(4)補助対象住宅の新築、購入又は改修代金の支払に係る領収書の写し

(5)納税証明書(原本)(発行後3月以内のものに限る。)

(6)住民票の写し(原本)(発行後3月以内のものに限る。)

(7)補助対象住宅の所在地のわかる地図

(8)その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市ZEH導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

(補助申請者の協力)

第9条 補助申請者は、市長から補助事業の効果検証及び市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市ZEH導入補助金取消決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市ZEH導入補助金返還命令書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助事業等により取得し又は効

用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づき定率法で算出する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 補助申請者は、第8条第2項に規定する通知の通知日から6年を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、当該補助対象住宅の処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ富山市ZEH導入補助金財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、富山市ZEH導入補助金財産処分承認通知書（様式第6号）により、補助申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象住宅を処分する場合は、この限りでない。

（補助金の経理）

第13条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間保存しなければならない。

（調査）

第14条 市長は、補助金に係る予算の適正な執行を期するため、必要に応じて、補助対象住宅の状況等について、調査することができる。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。